

今後の進め方

令和6年(2024年)6月11日
健康福祉部



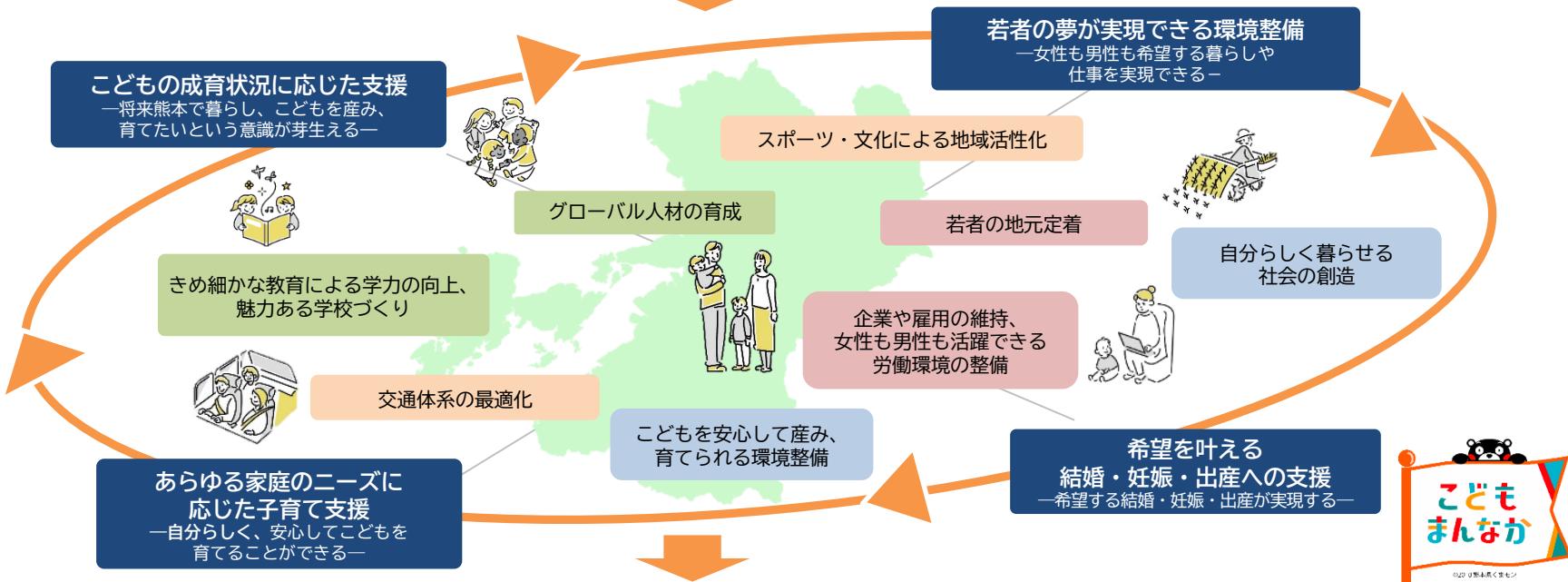
「こどもまんなか熊本」の考え方

- 「こどもまんなか熊本」は、それぞれの希望に応じて安心して結婚・出産・子育てでき、こども・若者がキラキラ輝く熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本である。



- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことや、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援する。

**こども・若者、子育て当事者の視点（=こどもまんなかの視点）に立って、
基本方針・総合戦略の重要な施策として位置付けた上で、連携しながら熊本県の施策を再構築**



結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

「こどもまんなか熊本」の実現により、
こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値を創造し、その幸福を高める。

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた各種会議の位置づけ(1)

- こども・若者、子育て世代など当事者・関係者との直接対話を重ねる場として①「こども未来創造会議」を行う。
- その会議での意見や国のことども大綱の内容などを勘案して、②子ども・子育て会議で「こどもまんなか熊本・実現計画」案を審議いただく。
- この計画の策定や子ども・子育て政策の推進にあたっては、県庁内の様々な部署が一体となって連携を図る必要があるため、県庁内の横断的な政策推進組織として③「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げる。
- 県庁内の子育て世代を中心とした④「こどもまんなか応援団」で率直な意見を述べてもらい、計画策定や政策に反映する。

	①こども未来創造会議	②熊本県子ども・子育て会議	③「こどもまんなか熊本」推進本部	④こどもまんなか応援団
根拠	こども基本法第11条	熊本県子ども・子育て会議条例	「こどもまんなか熊本」推進本部設置要項	—
構成員等	【意見聴取先】 こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者	子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	(推進本部) 本部長：知事、副本部長：副知事 本部員：部局長級 (幹事会) 代表幹事：子ども未来課課長 幹事：筆頭課長等	20～30歳代の若手職員 (子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べることができる方)
所掌・目的	こども・子育て施策について意見聴取	子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務に関すること。 ※ 子ども・子育て支援法第72条第4項第2号：当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。	(1)「こどもまんなか熊本」に係る施策の推進（新規・拡充を含む）に関すること。 (2)「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関すること。 (3)「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関すること。 (4)その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関すること。	結婚や子育て、庁内の働き方について、当事者目線での率直な意見を述べること。
(参考) 参考にした国 の会議体等	こども若者★いきん ぷらす等	こども家庭審議会（基本政策部会）	こども政策推進会議 こども未来戦略会議	
備考	座談会型と出向く型の2種類を隨時開催。	こども基本法第13条第3項の協議会に当たる。	計画については②子ども・子育て会議に意見照会し、最終的に決定。	

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた各種会議の位置づけ(2)

計画の策定・施策の検討

意見の聴取

府外

②熊本県子ども・子育て会議

「こどもまんなか熊本・実現計画」案を審議

目的

子ども・子育て施策の推進に関する調査審議等

メンバー

子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

計画に関する意見等

計画に関する意見照会

府内

③「こどもまんなか熊本」推進本部

新設 推進本部 ※部長級

PT 移行 幹事会 ※課長級

目的

施策の推進（新規・拡充を含む）、「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定、情報共有及び関係部局の連携等

メンバー

推進本部は部長級、幹事会はPTの構成員を中心に移行

計画に関する意見等

施策に関する意見等

施策や職場環境に関する意見等

①こども未来創造会議

目的

こども・子育て施策について意見聴取

意見聴取先

こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者



ミッション

結婚・子育て経験の有無等に関わらず、結婚や子育て、府内の働き方について率直な意見を述べる。



各部局等の若手職員

- ・部局をまたいだ自由な意見・アイデア提出
- ・各部局等内における新規事業の検討、既存事業のブラッシュアップなど

こども未来創造会議（こども・若者等の意見聴取）について

1 対象

- こども・若者
- 子育て世代
- 保育・教育の現場で働く方
等の当事者・関係者

2 目的

- こども・子育て施策について意見聴取

※設置根拠：こども基本法第11条

第十一條 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 方式

① 座談会型

- 対象：こども・若者、子育て世代等
- 時期：こども計画の中間取りまとめ後
※ 必要に応じてオンラインも活用

② 出向く型

- 対象：保育園、放課後児童クラブ、よかボス企業、児童養護施設、障害児施設等を想定
 - 時期：隨時
- ※ ①、②の参加者に追加でアンケート等を実施することもありうる

運営事務局

- 座談会型は、ファシリテーターによる発言しやすい場づくり、わかりやすい資料を使った事前の情報提供を行う。
- 聴いた意見の活用の結果を意見聴取先にフィードバックを行う。

政策への反映

意見聴取

県庁内の推進本部や応援団、熊本県子ども・子育て会議に共有しながら政策に反映

熊本県子ども・子育て会議について

1 概要

- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議することを目的とし、子ども・子育てに関わる有識者18名で構成。

【委員（18名）※下記3参照】

- 子どもの保護者(2名)、市町村長(2名)、事業主を代表する者(1名)、労働者を代表する者(1名)、学識経験者等(12名)

【任期】

- R6.1.21～R8.1.20

2 根拠条例

- 熊本県・子ども子育て会議条例

第2条 子ども・子育て会議は、法(子ども・子育て支援法)第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務を処理する。

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(参考)子ども・子育て支援法(抜粋)

第72条

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(参考)認定こども園法(抜粋)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

3 熊本県子ども・子育て会議の構成員

氏名	所 属 ・ 職 名
竹熊 良太	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会 理事
橋本 昭	熊本県PTA連合会 理事
佐藤 義興	熊本県市長会 会長（阿蘇市長）
上田 泰弘	熊本県町村会（美里町長）
岩永 秀則	熊本県経営者協会 専務理事
徳富 幸平	日本労働組合総連合会熊本県連合会 副事務局長
岡田 朱紀	熊本県私立幼稚園連合会 理事
藤山 小百合	熊本県保育協会 副理事長
真島 一人	熊本子どもと保育の明日を語る会 副会長
中川 悅子	熊本県学童保育連絡協議会 副会長

氏名	所 属 ・ 職 名
小岱 紫明	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会 会長
富永 喜代子	熊本県小中学校校長会（益城町立益城中央小学校校長）
金柿 佳奈子	市町村保健師協議会 役員（書記）
八幡 彩子	学識経験者（熊本大学院教育学研究科教授） ※会長
香崎 智郁代	学識経験者（九州ルーテル学院大学人文学部人文学科保育・幼児教育専攻教授） ※職務代理者
尾道 幸子	元くまもと江津湖療育医療センター 地域療育部長
柴田 恒美	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会・協力アドバイザー
堀 正嗣	熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科教授

「こどもまんなか熊本」推進本部・幹事会について

1 所掌事務

- (1) 「こどもまんなか熊本」に係る施策（新規・拡充を含む）の推進に関すること。
- (2) 「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関すること。
- (3) 「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関すること。
- (4) その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関すること。

2 構成員

推進本部

【本部長】
知事

知事公室長
総務部長
企画振興部長
理事（デジタル戦略担当）
健康福祉部長
環境生活部長

【副本部】
副知事

商工労働部長
観光戦略部長
農林水産部長
土木部長
教育長
警察本部長

幹事会

秘書グループ課長
人事課長
私学振興課長
市町村課長
企画課長
地域振興課長
交通政策課長
デジタル戦略推進課長
健康福祉政策課長
子ども未来課長
子ども家庭福祉課長
障がい者支援課長
医療政策課長
健康づくり推進課長
環境政策課長
くらしの安全推進課長
男女参画・協働推進課長
人権同和政策課長

商工政策課長
労働雇用創生課長
観光国際政策課長
農林水産政策課長
監理課長
道路保全課長
住宅課長
教育政策課長
高校教育課長
特別支援教育課長
義務教育課長
社会教育課長
警察本部総務課長

※R5年度PTの構成員を中心に
幹事へ移行



©2010 熊本県くまモン

「こどもまんなか応援団」の概要

- 全庁的に連携して「こどもまんなか熊本」を実現していくにあたって、その方針や施策等の検討にあたっては、若者・子育て中の当事者目線での意見が重要である。
- 前年度に引き続き若手職員を「こどもまんなか応援団員」として選定し、人員を拡充した上で、結婚や子育て、庁内の働き方について、若者の当事者目線での意見を聴き、施策等に反映できる仕組みを構築する。

こどもまんなか応援団員について

【対象】

20～30歳代の若手職員（子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べることができる方）

【人数】

各部局等ごとに4名（男女とも2名）以上 R6年度は、広域本部からも応援団を募集し、80名に拡充（R5年度は56名）

【募集方法】

各部局等からの推薦

【役割】

結婚・子育て経験の有無等に関わらず、結婚や子育て、庁内の働き方について率直な意見を述べる。



令和5年度 第1回「こどもまんなか熊本」プロジェクトチーム会議において撮影した
蒲島元知事と応援団の集合写真（2023年6月7日撮影）

「こどもまんなか熊本・実現計画」推進施策について

あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こども・若者、子育て世代の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な施策を実施する「こどもまんなか熊本」を全庁を挙げて取り組む

関係する健康福祉部の主な事業分野

出会い・結婚	妊娠・出産	乳幼児	小学生	中学生・高校生	社会人
<ul style="list-style-type: none"> ・まちのよかボスによる出会いの創出 ・結婚時の住居費や転居費用助成 ・結婚に関する情報提供・応援支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊相談、治療費助成 ・早産予防対策 ・母子感染対策 ・周産期医療の対応 ・母子の口腔ケア ・出産子育て応援事業 ・ひとり親家庭の支援 ・困難な問題を抱える女性の支援 ・妊娠婦等生活援助事業 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の無償化 ・産後ケア・乳幼児健診 ・未熟児、障がい児等の医療費助成 ・新生児の各種スクリーニング検査 ・小児慢性特定疾病対策 ・保育所等整備・保育士の確保対策 ・幼児教育、保育の無償化 ・多子世帯支援 ・病児・病後児保育 ・医療的ケア、発達障がい児の支援 ・乳幼児訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童対策 ・不登校、ひきこもり等支援 ・ファミリーサポート事業 ・ヤングケアラー支援 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健教育 ・ライフデザイン講座 ・自立(就職)支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・よかボスの推進(働きやすい環境づくり)など

関係する各部局の主な事業分野 ※R6.5.31「こどもまんなか実行計画2024」(こども家庭庁)等を基に記載

総務	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の働きやすい環境づくり・育休取得の推進 ・私立学校への運営支援 ・生徒・保護者の経済的負担軽減 ・グローバル人材の育成など 		企画振興	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住の推進 ・文化芸術活動の支援 ・地域公共交通の維持など 	
環境生活	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の推進 ・人権教育の推進 <p>など</p>	商工労働	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の働きやすい環境づくり(ブライ特企業の推進) ・企業の育休取得促進 ・地元雇用の創出 ・就労、起業支援など 	観光戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによるこどもの夢づくり、若者の海外体験の促進など
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学びや体験機会の提供 ・県立学校の就学負担軽減 ・障がいを持つ児童・生徒の支援(特別支援学校含む) ・いじめや不登校児童・生徒への支援 ・放課後の子どもの居場所づくりへの支援など 		土木	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅への子育て世帯の優先入居 ・通学道路の安全確保 ・公園における安全確保 ・渋滞対策など 	
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の推進 ・防犯、非行の防止など 		知事公室	<ul style="list-style-type: none"> ・広報を通じた機運醸成 ・災害時に備えたこども、子育て世帯への対応など 	

全庁を挙げたこどもまんなか施策の推進

「こどもまんなか熊本」の実現により、

こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値を創造し、その幸福を高める。

「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定の進め方について

- こども基本法において、以下が規定されている。
 - ・都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
 - ・当該計画は、これまで別々に作成・推進されてきた都道府県子ども・若者計画、子供の貧困対策に関する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する子ども施策関係計画と一体のものとして作成することができる。
 - ・地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- ※「こども施策」とは、子どもの健やかな成長や結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策のみならず、主たる目的は子どもの健やかな成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関する施策、例えば、若者に係る施策や教育施策・雇用施策・医療施策・福祉施策など幅広い施策が含まれる。
- これを踏まえ、「こどもまんなか熊本・実現計画」（熊本県こども計画）の策定に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見に耳を傾けながら、子どもの居場所づくり等をはじめとする子どもの健やかな成長への支援、困難な状況にあるこども・若者への支援、子育て支援、こども・若者を支援する担い手の育成等に係る幅広い分野の様々な英知を結集して議論を進める必要がある。
- このため、熊本県子ども・子育て会議条例に基づき県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査審議することとされている、熊本県子ども・子育て会議に対し、「こどもまんなか熊本」推進本部から、「こどもまんなか熊本・実現計画」について意見照会し、熊本県子ども・子育て会議において、こども大綱を勘案しつつ、こども未来創造会議で聴取した意見等を踏まえた上で、こどもや若者、子育て当事者の視点に立って、具体的な議論を進めることとする。
- なお、「こどもまんなか熊本・実現計画」の構成は、今後5年程度を見据えた熊本県におけるこども施策の基本的な方針等を定める「基本方針編」（仮称）とこれに基づき具体的に取り組む施策を中心にまとめる「具体施策編」（仮称）の二部構成とし、「具体施策編」（仮称）は毎年改定する。

「こどもまんなか熊本」ロードマップイメージ

